

上富田町観光プロモーション動画制作業務委託事業 プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、上富田町観光プロモーション動画制作業務委託事業について、公募型プロポーザル方式により、最適かつ優秀な提案を有する事業者を選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 上富田町観光プロモーション動画制作業務委託事業
- (2) 業務の内容 別紙「上富田町観光プロモーション動画制作業務委託事業仕様書」
(以下、「仕様書」という) のとおり
- (3) 履 行 期 間 契約締結の日から令和9年3月31日(水)まで
- (4) 見積限度額 300,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
※ただし、完成払のみとし、契約保証金の支払い及び前金払・部分払は行わない。
- (5) 成 果 品 仕様書のとおり

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4(昭和22年政令第16号)の規定に該当しない者であること。
- (2) 和歌山県暴力団排除条例(条例第23号)第2条第1項に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 本件事業の通知日から契約締結日までのいずれの日においても、和歌山県及び上富田町の指名停止措置を受けていない者であること。

4 参加意思表明書及び企画提案書の提出

参加を希望する場合は、次により参加意思表明書及び企画提案書を期限内に提出することとする。

(1) 提出書類

①参加意思表明書(様式1)

②企画提案書(A4版・任意様式) ※その他、必要に応じて資料を添付すること。

③概要書(任意様式)

会社の場合⇒(会社名、所在地、業務内容等が記載されているもの)

個人の場合⇒(所在地、業務内容等が記載されているもの)

④納品までの取組体制及び工程計画

⑤過去に受託した主な業務等の一覧(5つまで)

⑥提案事業者が制作した3分以内の動画(過去制作した動画でも可)

⑦見積書及び積算内訳書(A4版・任意様式)

(2) 提出方法 郵送又は持参により提出すること。

なお、紙ベースの他に電子データも提出すること。

【データ提出先】shinkou@town.kamitonda.lg.jp

【メール件名】上富田町観光プロモーション動画制作業務提案書(事業者名)

(3) 提出先 〒649-2192

和歌山県西牟婁郡上富田町朝来 763 番地

上富田町振興課 企画・商工観光班

(4) 提出期限 令和8年11月13日(金) 午後5時(必着)

※参加申込者が10者以上ある場合は、プロポーザル審査に参加できるものを7者以内に選定する場合があります。

5 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和8年10月16日(金)午前8時30分から令和8年11月6日(金)正午まで

(2) 提出先

shinkou@town.kamitonda.lg.jp

(3) 提出方法

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書（様式２号）により、上記メールアドレスへ電子メールで提出すること。電子メール以外（電話等）での質問は受け付けない。

なお、質問書提出後、電話による受信確認を行うこと。

※受信確認は、上記期間内の平日、午前８時３０分から午後５時１５分（最終日は正午）まで

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、原則質問を受け付けてから３営業日以内に、応募した事業者へ電子メールをもって行うものとする。

6 プロポーザル審査の実施

(1) プロポーザル審査(提案プレゼンテーション)の実施

提案事業者は、「上富田町観光プロモーション動画制作業務委託事業プロポーザル審査委員会委員（以下、「審査員」という）に対して提案内容についてプレゼンテーションをすること。

① 実施日時：令和８年１２月９日(水)(詳細等は後日案内する)

② 実施場所：上富田町役場会議室予定(調整中)

③ 提案事業者：出席者は２名以内とする。

④ 説明時間：２０分以内(準備および撤収時間は含まない)

※提案書等説明１５分以内、質疑応答５分 審査員４名予定

⑤ 説明方法

⇒提案書の概要について、パワーポイント(横向き)を用いて説明する。かつ、提案事業者が制作した３分以内の動画を準備するものとする。(過去制作した動画でも可)

(2) 審査について

受託者選定にあたる審査は、審査員が行う。

審査員は、提出された提案書およびプレゼンテーションの内容について、評価および採点を行う。

(3) 審査基準

「上富田町観光プロモーション動画制作業務評価基準表」（別紙１）のとおり

7 契約候補者の選定等

(1) 選定方法

契約候補者の選定は、審査員及びその事務局において評価基準に基づく審査を行い、契約候補者を選考、決定する。ただし、見積金額が2の(4)に掲げる見積限度額を超えている場合は、当該企画提案書は審査から除外する。

(2) 選定結果の通知

選定結果は文書で通知する。なお、選定に関する異議等は原則受け付けない。

8 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 書類の提出期限に遅延した場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (4) 本実施要領に違反すると認められた場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり、著しく信義に反する行為等があった場合

9 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る費用（出張旅費等を含む。）は、全て企画提案者の負担すること。
- (2) 提出された企画提案書等は、理由の如何を問わず返却しない。
- (3) 提出後の企画提案書等の差し替え、修正及び追加等は、理由の如何に関わらず認めない。
- (4) このプロポーザルに関する情報公開請求があった場合は、上富田町情報公開条例に基づき、提出書類等を公開する場合がある。
- (5) 参加者が1社の場合においても、委員会における審査の結果、評価点数の合計が満点の6割以上に達している場合は、当該参加者を契約候補者に選定する。

1 0 契約の締結

プロポーザルの選定結果に基づき、上富田町は選定された契約候補者と協議し、企画提案内容を反映した仕様書を確定させた上で、契約を締結します。

1 1 問い合わせ先

〒649-2192 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来 763 番地

上富田町振興課 企画・商工観光班

電 話 : 0739-34-2370 (直通) F A X : 0739-47-4005

E-mail : shinkou@town.kamitonda.lg.jp

◆実施スケジュール

項目	日程
参加意思表明書及び 企画提案書等の提出期限	令和 8 年 10 月 16 日（金）～令和 8 年 11 月 13 日（金）
質問の受付期間	令和 8 年 10 月 16 日（金）～令和 8 年 11 月 6 日（金）
参加資格審査結果通知発送	令和 8 年 11 月 20 日（金）
プロポーザル審査の実施	令和 8 年 12 月 9 日（水）
最終審査結果の通知	令和 8 年 12 月中旬予定
契約の締結	令和 8 年 12 月中旬以降